

江府町規則第4号

江府町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

江府町長 白石祐治

江府町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

江府町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年江府町規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
(1)～(6) 略		(1)～(6) 略	
(7) 18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの子（配偶者の子を含む。）を養育している会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの子に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間の範囲内の期間	(7) 18歳に達する年度の年度末を迎えるまでの子（配偶者の子を含む。 <u>以下この号において同じ。</u> ）を養育している会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものとして町長が定めるその子の世話若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話をすることをいう。）のため勤務しないことが	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する <u>小学校就学の始期に達する</u> までの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間の範囲内の期間

相当であると認められる 場合			
(8) ~ (18) 略		(8) ~ (18) 略	

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。